

令和6年1月からスタートする新制度

令和6年1月1日よりスタートする様々な税制についてまとめました。詳細は過去のFAX通信をご参照ください。

I 電子帳簿保存法（電子取引）

【FAX通信 12月】

要件	システム導入 【原則】	検索機能の 特例	前々期の売上 5,000万円以下	前々期の売上 5,000万円超	相当の理由
①検索機能の確保	○	○※	-	-	-
②改ざん防止措置	○	○	○	○	-
③見読可能装置の備え付け	○	○	○	○	-
④ダウンロード対応	-	○	○	○	○
⑤出力書面の提示	-	-	-	○	○
⑥相当の理由	-	-	-	-	○

II 生前贈与加算の改正について

	改正前	改正後
相続財産に加算 する贈与財産	相続発生前3年以内の贈与財産	相続発生前3年以内⇒ 7年以内(※) に延長 ※令和10年～12年までは段階的に延長
上記の加算額	基礎控除110万円控除前の金額で加算	基礎控除110万円控除前の金額で加算 (4～7年前は合計100万円控除後の金額で加算)

III 相続時精算課税制度の改正について

	改正前	改正後
贈与税申告手続	贈与の都度申告が必要	贈与額が年110万円以下の場合は申告不要
贈与税（累計2500 万円超）	累計2,500万円を 超えた部分×20%	贈与額から110万円控除して 累計2500万円を超えた部分×20%
相続財産に加算 する贈与財産	精算課税選択後のすべての贈与財産	年110万円を除いた部分が相続財産に加算

IV マンションの評価方法

【FAX通信 8月】

$$\begin{array}{l} \text{「新たな」} \\ \text{マンション評価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{「現行の」マンション評価額} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{建物：固定資産税評価額} \times 1.0 \\ \text{土地：路線価} \times \text{地積 または} \\ \text{固定資産税評価額} \times \text{倍率} \end{array} \right\} \times \text{区分所有補正率(※)} \end{array}$$

※国税庁より計算ツールが公表されました。登記簿謄本より築年数、床面積等を確認し計算できます。

V 新NISA

【FAX通信 10月】

	旧NISA（～R5.12.31）		新NISA（R6.1.1～）	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
購入方法	積立のみ	積立、スポット	積立のみ	積立、スポット
利用	選択制	選択制	併用可	
投資対象商品	金融庁が指定した 投資信託	上場株式、 投資信託等	金融庁が指定した 投資信託	一定の上場株式、 投資信託等
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税期間	20年間	5年間	無期限	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)	